

袖ヶ浦市次期総合計画策定方針

目 次

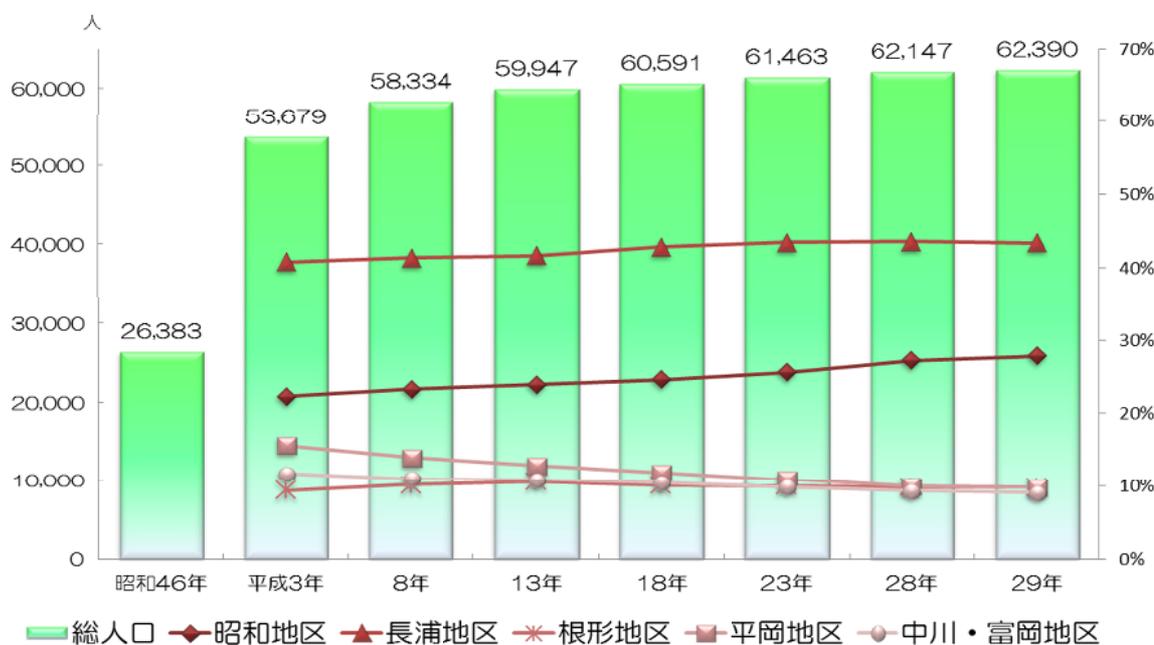
1. 次期総合計画策定の背景 P1
2. 次期総合計画策定の必要性 P5
3. 次期総合計画策定方針の趣旨 P6
4. 策定に当たっての基本的な視点 P6
5. 計画の全体構成 P7
6. 策定に当たっての市民意見等の聴取 P8
7. 策定体制 P9
8. 策定スケジュール P11

1. 次期総合計画策定の背景

- 本市では、平成22年に策定した現行総合計画において、まちづくりの基本理念を「自立と協働」とし、将来都市像を『「自立と協働のまち」人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ヶ浦』と定め、平成31年度を目標年次として各種施策を展開し、将来に向けた市の発展のため、子育て環境の充実や様々なインフラ整備などに取り組むことで、着実にまちづくりを進めてきました。
- 現在、人口減少社会の到来や少子高齢化などの社会情勢の変動のほか、自治体経営をめぐる環境も厳しい状況にあります。本市が抱える課題に的確に対応するためには、将来想定される市の状況を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を定めて市政運営に取り組む必要があります。

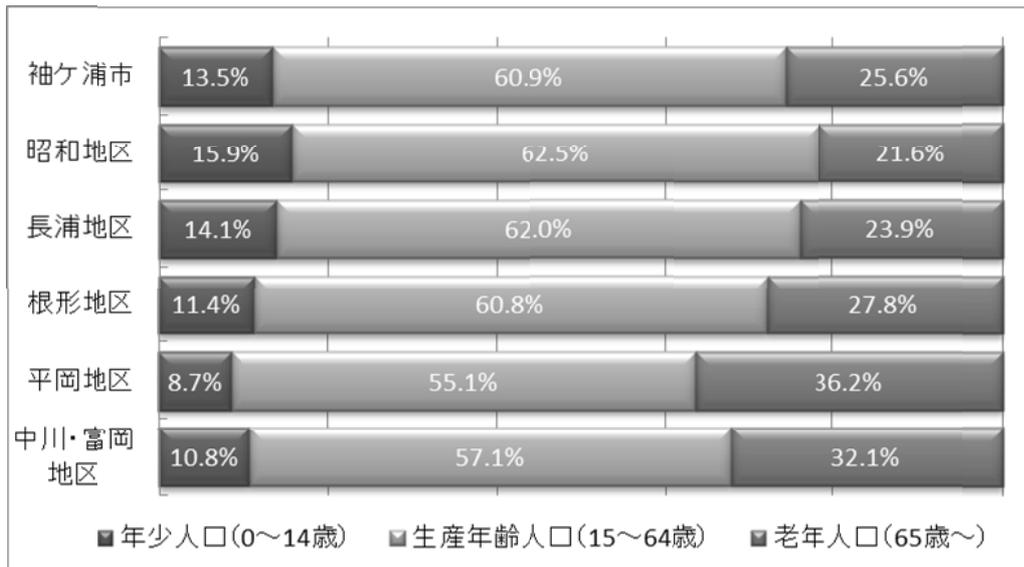
(1) 人口推計

① 人口の推移



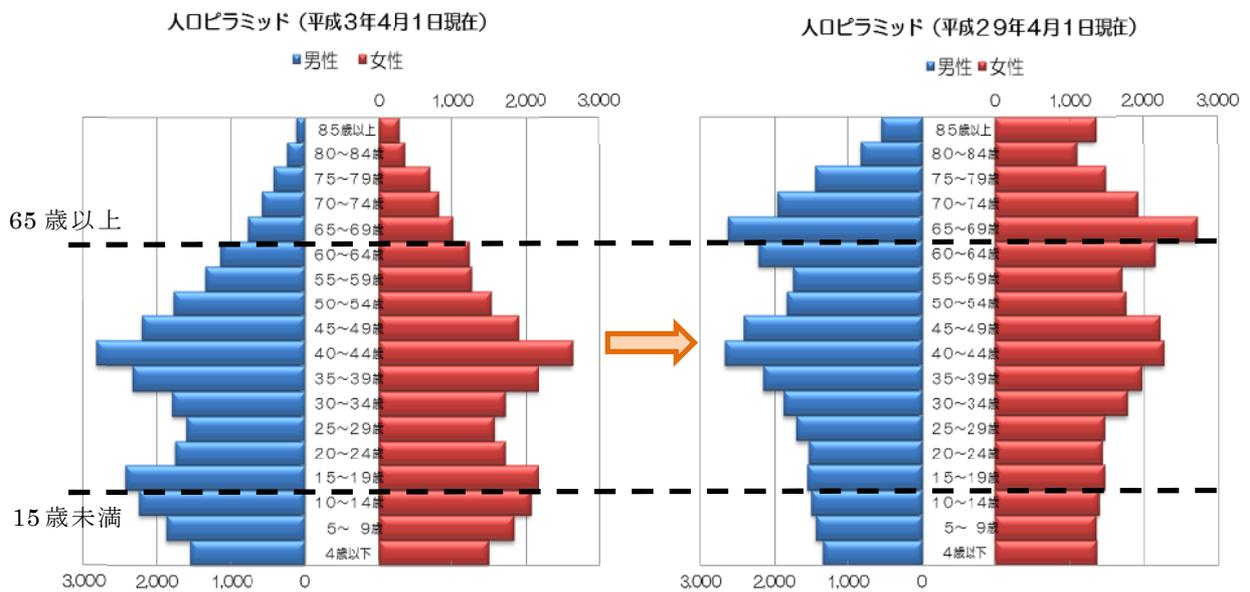
基準日：4月1日
 (※外国人登録者を含む)
 ただし、昭和46年は合併時

② 地区別年齢3区分人口割合（平成29年4月1日現在）



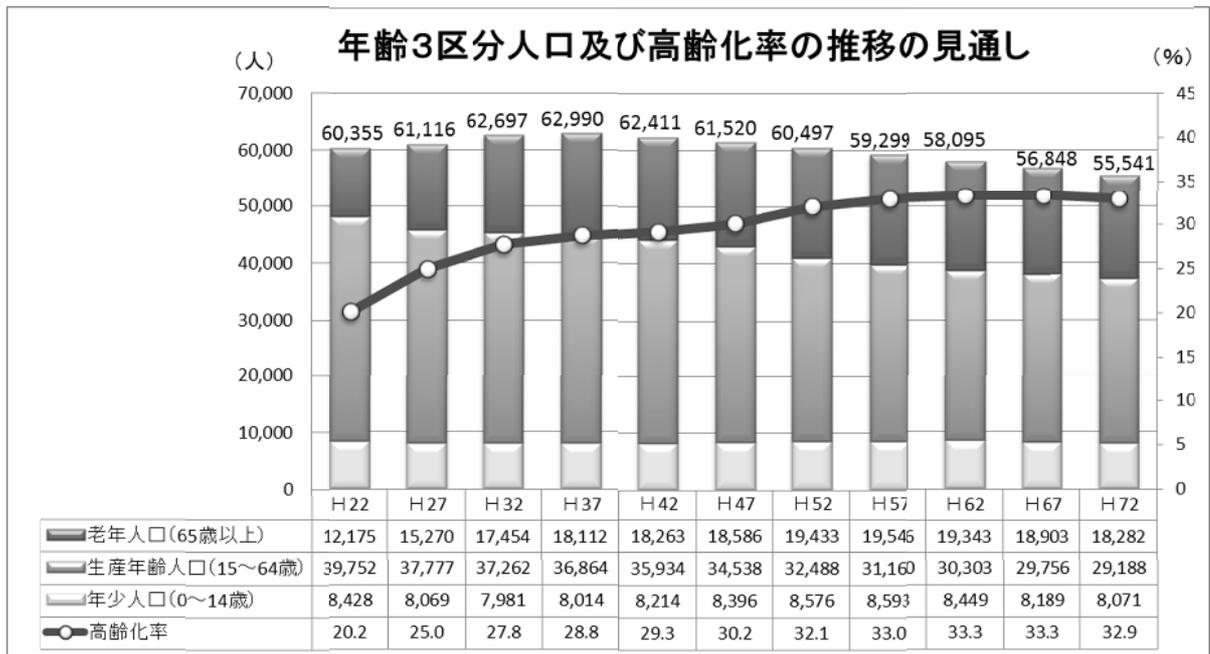
※住民基本台帳より

③ 年齢別比較



※住民基本台帳より

④ 将来人口推計



※人口ビジョンにおける将来人口推計より

● 人口の状況について

本市の人口は合併以降から右肩上がり増加しましたが、平成7年頃より人口増加の勢いが弱まっています。

現在の地区別の人口状況を見ますと、長浦地区が市全体の半数近くの44%、昭和地区が28%と2地区で全体の70%以上を占めています。

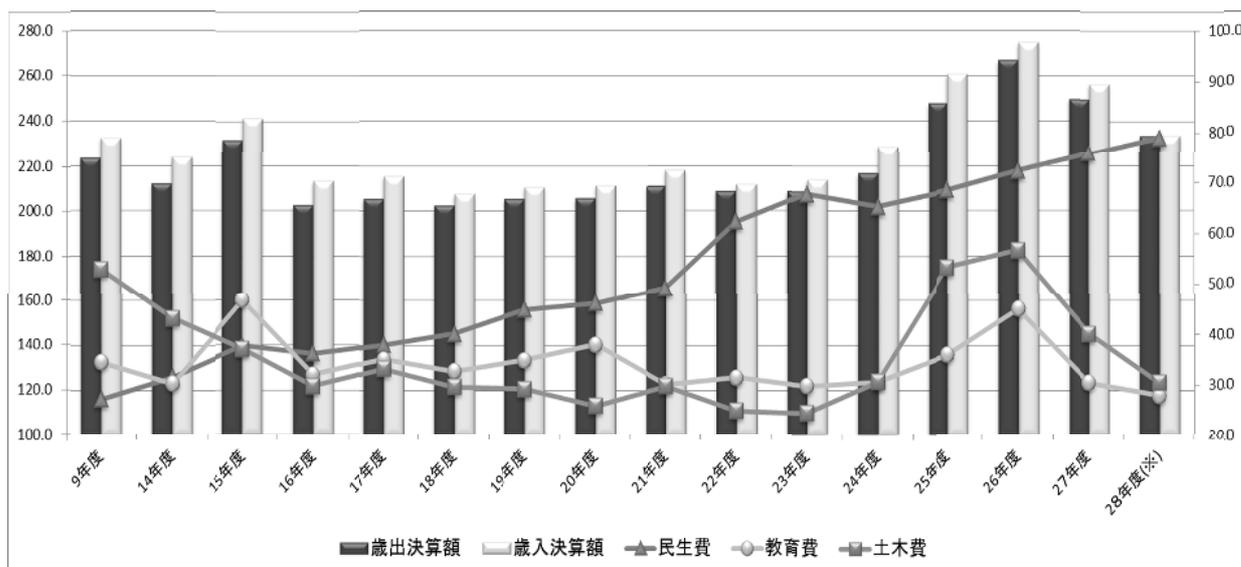
また、平成3年4月の市制施行時と平成29年4月の年齢別人口の比較では、15歳未満の年少者人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加しているといった少子高齢化が進展しています。特に、平岡地区及び中川・富岡地区においては、高齢化率が30%を超えています。

● 将来人口推計について

今後、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業地内への人口流入などによる人口増加が見込めますが、平成27年度に策定した人口ビジョンによる推計においては、約10年後の平成37年頃をピークに人口減少に転じる見通しとなっています。

また、年齢3区分人口の推計では、今後も老年人口は増加することに加え、生産年齢人口の減少が見込まれており、高齢化率においては平成27年度の25%から、15年後の平成42年には29.3%まで進み、およそ3人にひとりが65歳以上となることを見込まれます。

(2) 財政状況の変化



● 財政状況について

市税収入の大幅な伸びが期待できない中、高齢化の進展などにより扶助費が増大し民生費の増加が続いており、今後もこの傾向は変わらないものと考えられます。

(3) 今後対応を求められる事項

これまで、市の大きな魅力である子育て環境の充実への取組みのほか、様々なインフラ整備などにも取り組み、将来に向けた市の発展のため、市民とともに、まちづくりを行ってきました。

しかし、現時点においても、主に次のような課題や対応が考えられます。

- ・ 市民と行政による、更なる協働のまちづくりの推進
- ・ 将来の人口減少を見据えた取組み
- ・ 市税収入の大幅な伸びが期待できない中、扶助費などの増大による財政の硬直化の進行
- ・ 災害等に対応するための防災力の強化
- ・ 高齢者の増加に伴う、健康・福祉・コミュニティなどの取組み
- ・ 6次産業化など稼げる農業への転換
- ・ 臨海部等に立地する企業への競争力強化に向けた取組み
- ・ 観光を裾野の広い産業として捉えた取組み
- ・ 人口減少が進んでいる内陸部の対応
- ・ 市街化調整区域における地区計画などを活用した秩序あるまちづくり
- ・ 効率的かつ効果的な本市の魅力発信の推進

など

2. 次期総合計画策定の必要性

地方分権の推進に伴い、平成23年の地方自治法一部改正において、地方自治体の基本構想の策定義務規定が廃止され、基本構想を含む総合計画の策定については、その必要性や位置付けなどが各自治体の判断に委ねられることとなりました。

本市では、充実した子育て環境や教育環境などの特色があることに加え、都心に近い立地優位性を有していることから、これらを最大限発揮したまちづくりが求められています。

また、各地域・各分野が抱える課題に対しても、社会情勢の変動を考慮しつつ解決に向けた対策が必要であるほか、行財政経営のさらなる効率化も重要となっています。

これらを実行していくには、市の特性や課題、時代の流れなどを的確に見極めながら、行政全ての分野を総合的・体系的に取りまとめ、将来を見通した計画的な行政運営を行うとともに、市民や行政などが目指すべき将来の姿を共有し、まちづくりの方向性を示すため、現行総合計画の目標年次である平成31年度を迎えた後においても引き続き、総合計画が必要となるものです。

3. 次期総合計画策定方針の趣旨

本策定方針は、次期総合計画の策定に当たっての基本的な考えとして、必要となる基本的な視点、全体の構成、策定方法を示すものです。

本策定方針に基づき、次期総合計画の策定を進めていきます。

4. 策定に当たっての基本的な視点

次期総合計画については、以下の基本的な視点に沿って策定するものとします。

① 市民と将来のまちづくりの方向性を共有できる、わかりやすい計画

計画策定の初期段階から積極的に市民参加を推進し、市民とともに計画の策定を行うことにより、市民と将来のまちづくりの方向性を共有し、ともに実行できる、わかりやすい計画とします。

② 社会経済情勢を的確に把握し、時代のニーズに対応した計画

今後訪れる人口減少や更なる少子高齢化の進行、地域コミュニティの変化、防災意識の高まりなどの、社会経済情勢を的確に把握するとともに、多様化する市民ニーズに対応した計画とします。

③ 現行総合計画の成果と課題を踏まえた計画

現行総合計画の施策の達成度や課題を検証し、その結果を次期総合計画に反映していく計画とします。

④ 施策分野ごとの個別計画の上位計画としての計画

総合計画は、行政全ての分野を総合的・体系的に示す上位の計画と位置付け、施策分野ごとの個別計画は、総合計画と整合を図っていくこととします。

⑤ 実現性及び実効性の高い計画

限られた財源の中で、実現可能な計画づくりを行うとともに、行政評価等による見直しや改善を図りながら、適切に事業を展開できる計画とします。

5. 計画の全体構成

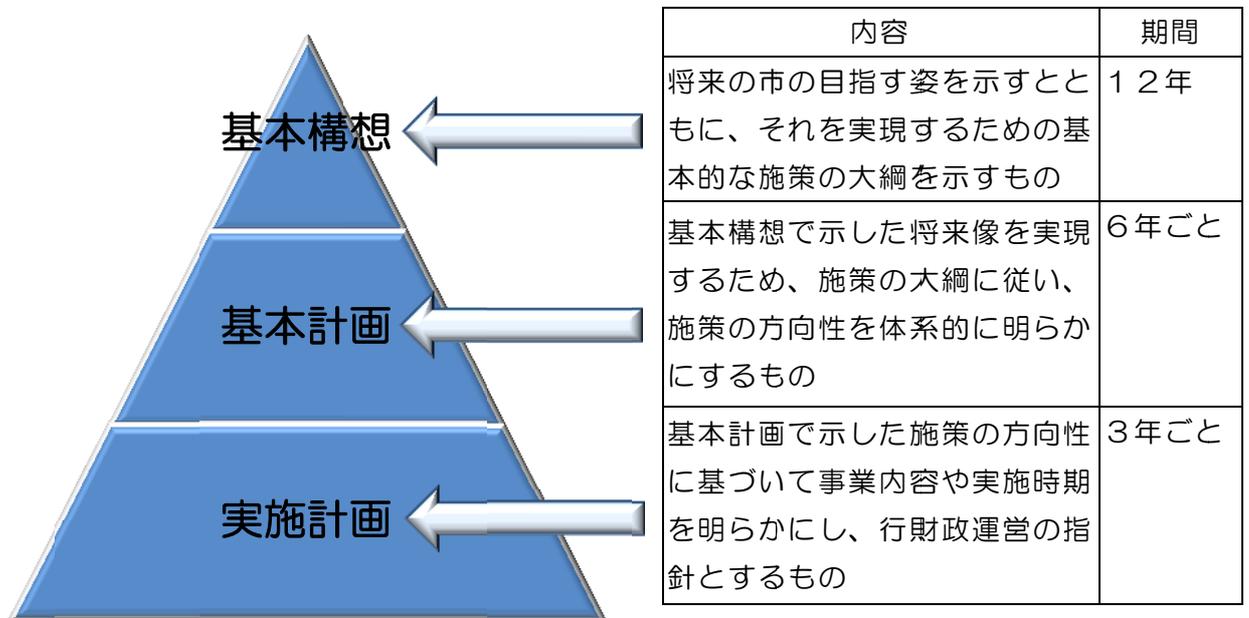
(1) 位置付け

次期総合計画は、将来のまちづくりの方向性を示すものであり、現行総合計画に引き続き、市の最上位の計画として策定するものとします。

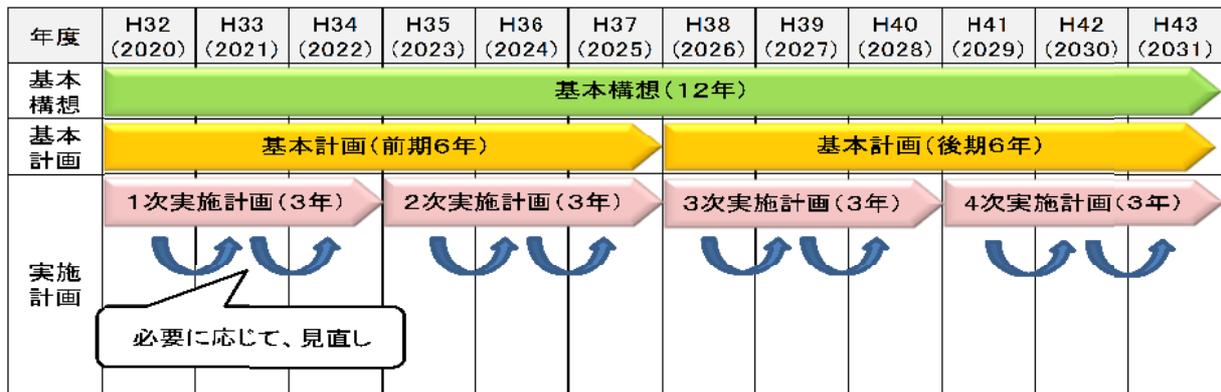
なお、基本構想については、策定義務規定の廃止に伴い議決を得る根拠が失われていますが、総合計画の重要性に鑑み、新たに根拠となる条例を制定し、議決を得て策定するものとします。

(2) 構成・計画期間

次期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成することとします。



【計画の構成・期間】



6. 策定に当たっての市民意見等の聴取

市民と目指すべき将来の方向性を共有するためには、将来のまちづくりに
ついて多くの意見を伺うことが重要となります。

このため、計画策定の初期段階から市民等の意見を伺う取組みをできる限
り多く設けるとともに、それらの意見を反映させるよう努めることにより、
市民とまちづくりの方向性を共有したわかりやすい計画づくりを進めます。

なお、更なる市民意見の聴取手段について、今後も検討を重ねるものと
します。

取組みの例

① 市民意識調査

無作為抽出で選んだ市民を対象に、アンケート調査を実施
します。

② 市民ワークショップ（※）

無作為抽出で選んだ市民に参加を募り、希望者を集めて
ワークショップを開催します。

③ 地区別意見交換会

地区ごとに意見交換会を開催します。

④ 分野別団体意見交換会

各分野の団体ごとに意見交換会を開催します。

⑤ パブリックコメント

策定した案について、パブリックコメントを実施します。

など

7. 策定体制

次期総合計画の策定に向けて、多様な市民参加の機会を設けるだけでなく、審議会や議会に対しても意見を求めるほか、庁内においても全職員が参画することで、総合的な体制により策定していくものとします。

(1) 庁内体制

① 策定委員会

総合計画の策定に関する総合調整を行い、総合計画の案を決定します。

② 策定検討委員会

策定専門部会の案について調整を行い、総合計画の案を作成します。

③ 策定専門部会

行政課題に応じて、調査及び検討を行い、部門ごとの案を作成します。

④ 職員ワーキングチーム

職員アンケートの分析や、市民ワークショップなど市民が参加する会議の支援をします。

また、ワーキングチーム自ら課題を抽出し、その対応策を提案するとともに、基礎調査報告書を受けて、施策の方向性を検討し、専門部会へ提案します。

⑤ 職員参画

職員アンケートを通じて、次期総合計画についての意見を出します。
職員ワーキングへ事業等の提案をします。

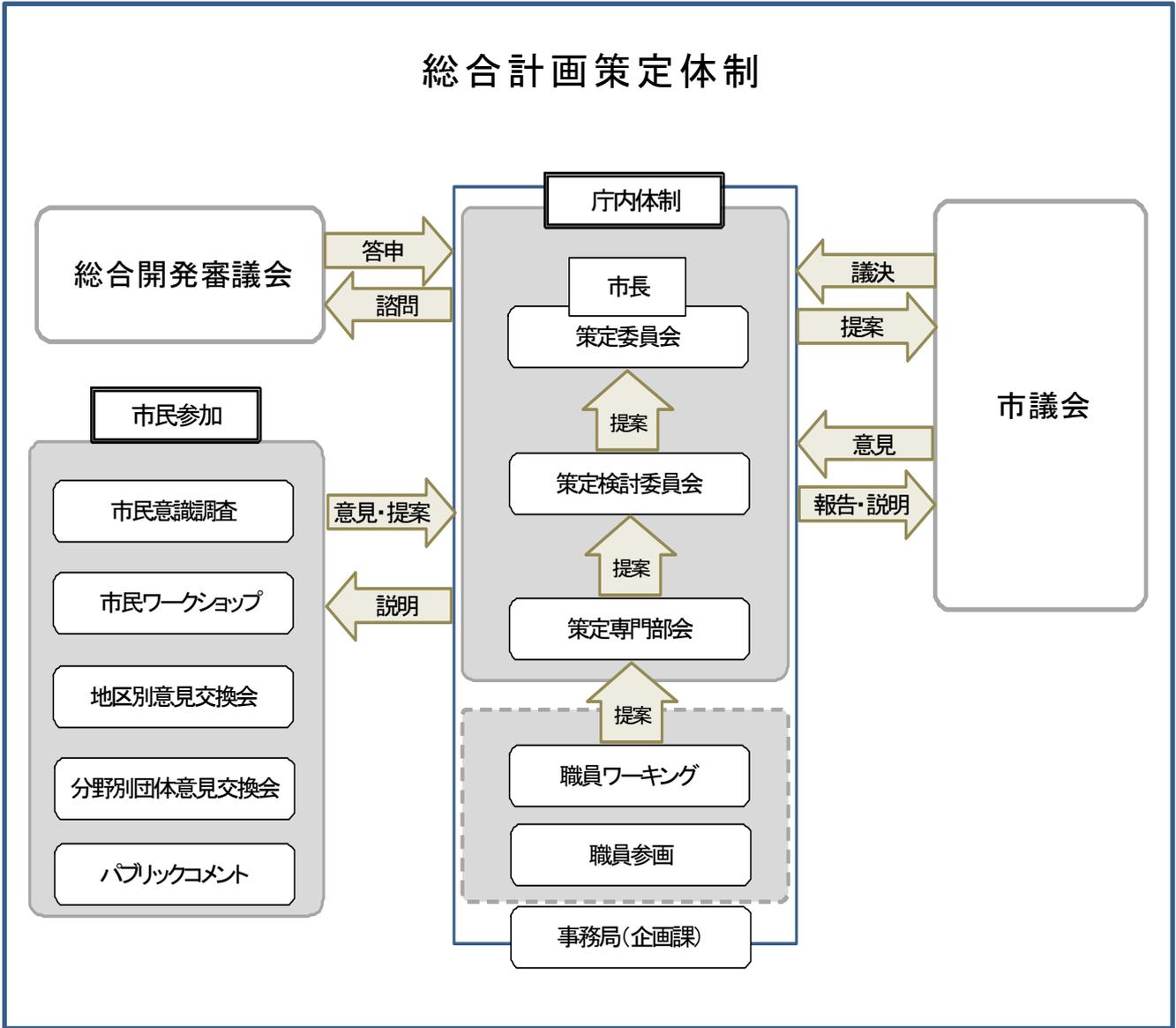
(2) 総合開発審議会

次期総合計画策定の進捗状況に対し意見を付すとともに、諮問された総合計画の案について、答申を行います。

(3) 議会

次期総合計画策定の進捗状況について節目ごとに説明する機会を設けるとともに、基本構想については、議案として上程します。

総合計画策定体制



8. 策定スケジュール

- (1) 29年度：次期総合計画策定方針策定、基礎調査、市民意見聴取、基本構想策定作業
- (2) 30年度：市民意見聴取、基本構想（案）策定、前期基本計画（案）策定
- (3) 31年度：基本構想（案）及び前期基本計画（案）のパブリックコメント
基本構想（案）決定
第1次実施計画（案）のパブリックコメント
次期総合計画策定

【策定スケジュール（案）】

	平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	4~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
策定方針	● 策定方針決定											
基礎調査	→ 現状分析、課題整理、評価・検証等											
市民参加	→ 市民意識調査、ワークショップ、地区別懇談会等				→ 基本構想案・基本計画案意見聴取				● パブリックコメント対応			● パブリックコメント対応
基本構想	→ 基本構想素案の検討・策定				→ 基本構想案調整				↑ 基本構想案 取りまとめ	→ パブリックコメント	● 決定	
基本計画 （前期）	→ 基本計画素案の検討・策定				→ 基本計画案調整				↑ 基本計画案 取りまとめ	→ パブリックコメント	● 決定	
第1次 実施計画									→ 第1次実施計画案の検討・策定			● 決定
											↑ 第1次実施 計画案 取りまとめ	● 決定

